

《為統法》の研究 一

安野 眞 幸

目次

はじめに……《為統法》の構造

一 領国支配の設計図……第六条、第七条

二 土地禁縛法……第四条

三 土地売買法……第一条、第二条、第三条、第五条

1 「文」とは何か (以上本号)

2 「買免」とは何か

3 売買四法

はじめに……《為統法》の構造

本稿の課題は九州・肥後・人吉の戦国大名相良氏の家法『相良氏法度』(全四十一カ条)の中でも、特に戦国相良

氏二代目の当主である相良為統〔応仁二（四六）年より明応九（五〇）年まで、治世三十三年〕の制定した法令七カ条（ここではこれを《為統法》と名付ける）を分析することにある。

この『相良氏法度』には、この他三代目の長每〔明応九（五〇）年より永正九（五三）年まで、治世十三年〕の制定した日付・事書のない法令十三カ条（これを《長每法》と名付ける）、七代目の当主相良晴広〔天文十五（二四）年より弘治元（五五）年まで、治世十年〕が「天文廿四年乙卯式月七日」に制定した「晴広様被仰定候条々」と事書のある法令二十一カ条（これを《晴広法》と名付ける）がある。

《為統法》の事書には「申定条々」、日付には「明応二（四六）年卯月廿二日」とあり、《為統法》はこの日相良氏の法廷に「壁書」として掲げられたものと思われる。この《為統法》は、次の《長每法》とセットになって「為統・長每兩代之御法式」二十カ条の形で伝来している。このことは《為統法》が《長每法》と共に壁書として掲げられたことの可能性を示唆している。またこの「兩代之御法式」の末尾には「天文十八_西五月吉日押之税所新兵衛尉繼惠〔花押〕」の日付奥書があり、ここからこの「兩代之側法式」は相良晴広によって壁書として掲げられ、さらに晴広は、自らの定めた《晴広法》もこれと共に壁書として掲げたものと思われる。

次に《為統法》七カ条の原文を掲げる。

- 一 買免之事。売主・買主過候て以後、子々孫々無文候者、無相違本主之子孫に可返。
- 一 無文買免之事。一方過候者、本主可知行。
- 一 買取候田地を又人に売候て後、其主退転之時者、本々売主可付。
- 一 普代之下人之事者、無是非候。領中之者、婦子によらず、來候ずるを、相互可被返也。寺家・社家可為同前。其

領中より地頭に来候ずる婦子は、其領主のまゝたるべし。

一 悪銭之時之買地之事。十貫字大鳥、四貫文にて可被請。黒銭十貫文之時者、可為五貫。

一 何事にても候へ、法度之事申出候ずる時は、いかにも堅固に、相互に被仰定肝要候。忽緒に候ずる方は、承出、無勿躰之由、堅可申候。

一 四至境、其余之諸沙汰、以前より相定候ずる事は不及申候。何事にても候へ、其所業以談合相計可然候。誠無分別子細を可有披露。無理之儀被申乱候ずる方は、可為其成敗也。為後日申候。

この《為統法》七カ条を分析するための作業手順として、各法令に「事書」をつけ、命名を試みたい。既に佐藤進一氏は『中世法制史料集』第三卷³⁾にこの『相良氏法度』を収録するに際して、閲覧参照の便をはかる目的で各法令に「事書」を付けられたが、ここではそれを参照しながら、私の方でも独自に考えてみたい。この命名の作業は本来法令解釈を前提としており、各条文の解釈の結果として分析の最後に提示すべきもので、ここで今述べてしまうことは本稿全体の結論を先取りして述べることになるのだが、作業を進めるため敢えて述べることにした。なお佐藤氏の「事書」を下に掲げた。

第一条 「買免之事」

「買免事」

第二条 「無文買免之事」

「無文買免事」

第三条 「田地買主転売後退転之事」

「田地買主転売後退転事」

第四条 「譜代下人之事」

「譜代下人事」

第五条 「悪銭時買地之事」

「悪銭買免事」

第六条 「法度事申出之事」

「法度事申出事」

第七条 「境論以下諸沙汰之事」

「境論以下諸沙汰事」

中世において、民事事件の中でも金銭貸借に伴う紛争を解決するための裁判を「雑務沙汰」と言った。《為統法》の第一条「買免之事」、第二条「無文買免之事」、第三条「田地買主転売後退転之事」、第五条「悪銭時買地之事」はいずれも土地売買を巡る紛争に関連した法令であり、第四条「譜代下人之事」は下人の所属を巡る相論に関係した法令である。それゆえ第一条から第五条までの五カ条はすべてこの「雑務沙汰」に当たろう。一方、民事事件の中でも特に第七条にある「所領の境界に関する相論」など所領を巡る相論を「所務沙汰」と言い、また刑事事件関係の裁判を「検断沙汰」と言った。

同じ『相良氏法度』の中でも、『晴広法』の第二四条、第二五条、第二六条、第二七条、第二八条にはすべて「検断まゝたるべし」の文言があり、後で詳しく述べるように、この『晴広法』は全体として「検断沙汰」を中心としたものである。また『長每法』にもこの「検断沙汰」に関連した法令が見られる。それにもかゝらずこの『為統法』には「検断沙汰」関連の法令は一つも存在しないのである。それゆえ『為統法』が、①「雑務沙汰」「所務沙汰」関連の法令のみで構成されており、②全体の七カ条中五カ条までもが「雑務沙汰」関連の法令であることが『相良氏法度』全体の中での『為統法』のきわだった特徴となるのである。

《為統法》の中でも「雑務沙汰」関連の五カ条は、いずれも紛争の原因となった事例を掲げ、それに対する紛争解決の方法・裁判所のとるべき判断を述べるといふ形式を採り、事柄に即して問題を個別具体的に捉え、叙述する形式

を採っている。これに対して第六条「法度事申出之事」、第七条「境論以下諸沙汰之事」では、法令の文末に制定者、相良為統個人の言葉がそのまま「堅く申すべく候」「後日のため申し候」と記されており、彼の言葉・意志がそのまま法令となる形式を採っている。内容面でも第六条は一般的な立法の手続きを、第七条は「所務沙汰」以下恐らくは「雑務沙汰」をも含む民事裁判一般の取扱いを定めたものである。

それゆえ《為統法》においては、前の「雑務沙汰」関連の五カ条を個別的な「事実法」、後の二カ条を一般的な「意志法」と名付けることが許されよう。とすると、この両者の間には内的な関連があり、前の「事実法」五カ条の制定の原則は、一般原則である「意志法」の第六条・第七条である可能性が出て来る。つまり相良氏の領内で「雑務法」五カ条を制定しなければならない何らかの事情があり、それを制定する際に「立法」手続きや裁判のあり方を「申定条々」として為統自身の意志として定め、それを法令として前の五カ条共に「壁書」に記したのが、《為統法》成立の秘密であると思われる。

とすると、「意志法」の第六条、第七条は相良為統の描いた領国支配の設計図となる。特に第六条「法度事申出之事」は下々の者が「法度」の制定を相良氏に申請・提案する際の手続きを定めたもので、このような法令制定の手法は「相良氏法度」ではこの《為統法》にだけ見られるもので、これまた《為統法》の特徴となる。この「立法」の仕組こそが相良為統の描いた領国支配の要であり、これが長く相良氏の領国組織の基本原則となっていたからこそ、この《為統法》が恐らくは次の《長每法》の時に、さらには五〇年後の《晴広法》の時に「壁書」として掲げられたのではあるまいか。

室町期の「徳政令」の公布状況に関する前川祐一郎氏の研究¹⁾によると、室町幕府の公布した「高札」は一般公開を原則とし、紛争の解決は当事者に委ねるのを常としたのに対し、「壁書」は幕府法廷の壁に掲げられ、法廷での判断

基準を示したもので、幕府法曹官僚とか、わりを持つごく狭い範囲の人々のみがここから利益を受けたとある。《為統法》もまた相良氏の「大名法廷」の壁に掲げられた「壁書」で、しかも後述するようにこれには「徳政令」としての側面もあるのだから、これは石母田正氏の言う「領国一般に向けて公布された領主法」ではないとも考えられる。

さらに山室恭子氏は「印判状」を使う東国の戦国大名が郷村宛に命令を下し、百姓を直接支配下に置いていたのに対し、「印判状」を用いない西国の大名は、領主を介して間接的にしか支配していなかったと述べている。しかし相良氏がこの「壁書」を領国支配の要、領国支配の設計図と見做しており、さらに《為統法》が「大名法廷」のみならず在地の法廷たる「所衆談合」の場をも拘束していたと仮定すれば、間接的な形ではあれ、裁判の原則を提示することを通じて領国への新秩序の導入を図ることも出来たのではあるまいか。このような前提に立つて、次に《為統法》の各法令の分析を行っていきたい。

一では「領国支配の設計図」がどのようなものであったのかを、為統の意志法である第六条、第七条の分析を通じて明らかにしたい。二では、下人の所屬を巡る相論に関係した法令と思われる第四条を分析したい。三では、土地の売買を巡る紛争に関連した残りの法令、第一条、第二条、第三条、第五条を一括して分析したい。

一 領国支配の設計図……第六条、第七条

まず第六条・第七条の読み下しと、その現代語訳を記すと次のようになる。

一 ^(第六条) 何事^(いこと)にても候へ、法度の事申し出し候^(い)ずる時は、いかにも堅固に、相互に仰せ定められ肝要に候。忽緒^(いそ)に候ず

る方は、承り出し、勿躰なきの由、堅く申すべく候。

〔第七条〕
一 四至の境、其の余の諸沙汰、以前より相い定め候ずる事は申すに及ばず候。何事にても候へ、其の所の衆談合をもつて相い計らい然るべく候。誠に分別なき子細を披露あるべし。無理の儀申し乱され候ずる方は、其の成敗たるべき也。後日のため申し候。

〔第六条〕
一 どのようなことであろうとも、法度のことを相良氏に申し出ようとするときは、互いの間で「いかにも堅固に」相談して決めておくことが肝要である。軽はずみなことを申し出る人に対しては、相良氏の方からその人を聞きだして、物の本体を失っている由をきつく言い聞かせることでありましょう。

〔第七条〕
一 土地の境界を巡る争いやその他の裁判について、以前から定めていことは云うまでもなく、どのようなことであっても、その所の衆が談合をもつて取り計らうのが良い。所衆談合の場で決定出来ない問題に限って、相良氏の許に上訴すべきである。理屈に合わないことを云つて所衆や相良氏に訴えを起すものに対しては、所衆の取り計らいとし、処罰は所衆に任せることとする。後日の為に述べておく。

第六条で言う「法度」を裁判規範と考えるなら、条文前半部解釈の鍵となる言葉「相互に」は〈相良氏領内にある複数の裁判所、あるいは判事相互間で〉と考えられ、相良氏は彼らに「法度」の申請・立案権を委ねていることになる。また《長每法》も《為統法》と同じ方法によって制定されたと仮定すれば、《長每法》第一九条「面々」に至つては〈上様〉より直に召し上げらるべく候」の言葉の主は「重臣」と思われることから、《長每法》の立案者は「重臣たち」となる。一方、後述するように《為統法》第四条の分析からは、この《為統法》の立案者は「所衆・領主」

と考えられるのである。

第七条の文面からは、「所務沙汰」や恐らくは「雑務沙汰」をも含む民事裁判に關し、相良氏領内には在地の法廷たる「所衆談合」と、「子細を披露あるべし」の文言から「大名法廷」の都合二種類の裁判機構の存在が確かめられる。それゆえ、第六条の「相互に」は具体的には①「所衆」の内部、②「所衆」相互間、あるいは③「所衆」と「大名法廷」の双方、と考えられる。となると、いずれにせよ相良為続はここで相良氏領内の「立法」の仕組を、ボトムアップ方式による下からの意見の吸い上げと定めたことになり、相良氏の制定する「法度」には「所衆」の意向が強く反映されていたと考えられる。

第七条において相良氏は、「以前より相い定め候ずる事は申に及ばず」(へどのようなことであっても在地の「所衆談合」の側が裁判すべきである)とし、「無理之儀被申乱候ずる方」の「成敗」という実際の法の執行をも「所衆談合」に任せている。つまり相良氏は自らが裁判することを嫌い、紛争の解決を「所衆談合」に任せているのである。このように上にあるものが無為のまま、で支配秩序が維持されるためには、下部の組織が自治的に運営されていることが必要不可欠で、相良氏は「所衆」という形で各地域が自治的に組織運営されている状態を前提としていたと思われる。またここには「以前より相い定め候ずる事は申に及ばず候」とあることから、「四至の境、其の余の諸沙汰」について、相良氏はこの時点以前に何らかの法度を公布していたことが考えられる。そこで思い起こされるのが、永租三(三七七)年に今川了俊が島津氏を牽制するため組織した南九州の国人一揆の一揆契約状⁽²⁾である。その第二条には次のようにある。

此の契約衆中において、所領相論以下煩はしき事、出来候時は、各談合を加へ、上裁を仰ぎ、多分の儀を以て、

理運に任せ、口入致すべく候。その儀に背かれ候人は、此の一揆を破らるるに相当たるべく候の間、關心の儀あるべからず候。

「所領相論以下煩はしき事」については「契約衆中」の「談合」によって口入致すべしとある点は《為統法》の「所衆談合」にほゞ対応し、また「その儀に背かれ候人は、此の一揆を破らるるに相当たるべく候」は「無理の儀申乱され候ずる方は、其の成敗たるべき也」に相当しよう。もとより、永和三年における今川了俊と国人一揆のメンバーとの関係と、一世紀後の明応二（翌三年）における相良為統と「所衆」との関係が同じだなどと言うことは出来ないが、南九州に存在した第七条の先行法令としては注目に値しよう。相良氏はこの一揆契約状を基に何らかの法度を出していたのではあるまいか。

ともあれ以上のような第六条・第七条の文面上の解釈から、戦国大名相良氏の権力は下からの自律的な「所衆談合」の力によって制限され、領内隅々にまでは直接及びえない仕組になっていたと言いうことが出来そうである。しかしながら第六条全体を虚心に眺めると、確かに法令前半部ではボトムアップ方式による下からの意見吸い上げを定めているが、後半部ではむしろ、相良氏は「忽緒」な申出に対して「承り出し」「勿躰なきの由」を堅く言うとして、己の持つ採用権や許認可権を振りかざし、逆に立案・申請する「所衆」の側を相良氏は威嚇しているのである。

つまり「法度」の立案権・申請権は総て「所衆」側にあるとしても、「所衆」の提案を「法度」として採用するか否かの許認可権は相良氏自身にあるとして、相良氏は「所衆」と鋭く対峙し、提案・要求する「所衆」に対して、むしろ相良氏はこれと逆立する関係に立っているのである。このことは相良氏の出す「法度」が、本来社会（Ⅱ「所衆」）の要求から生れながらも、社会からますます遠ざかり、遂には社会と対立し、その外部に立つ性質のものであったこ

とを示していよう。このことを立案・申請する「所衆」の側から言い直せば、「法度」には自己否定の要素が含まれていたとなろう。

それゆえ相良氏の「法度」とは、相良氏領内における自律的な自治集団である「所衆」の存在を前提とし、彼らに「法度」の立案権・申請権のすべてを与え、彼らを相良氏の支配機構の内部に参加させることを通じて、彼らを自己の支配下に組み込みつつ、逆にその「法度」を通じて彼らを外側から規制し、服従させようと試みたものであった。それゆえ相良為統の描いた領国支配の設計図とは、一方では「所衆」を自律的な自治集団に育て上げつ、他方ではこうした「所衆」と対峙するものとして自らの権力を鍛え上げて行こうとするものであったと思われる。

こうした相良氏と「所衆」との緊張関係・逆立関係は、『六角氏式目』の制定を巡る主君六角氏と起草した重臣たちの関係とも共通していよう。当『式目』は主君六角氏の恣意的な施政の制約と、領主相互間の対立の克服・領主層全体の協調実現を目的とし、重臣たちの起草と六角氏の承認により制定されたもので、『式目』実施に当たり六角氏と重臣団は互いに起請文を取交わし、法の遵守を誓いあう形式をとったという。一方、六角氏側は『式目』制定を重臣団との折合いの場と位置付け、『式目』制定を通じて自らを領主層全体の利益の擁護者・領主層全体の協調のシンボルと化そうと試みたと思われる。

相良氏も同様に、「所衆」の側の「忽緒」な申出を禁ずることで、彼らが立案・申請する「法度」が各領主の個別な利益の追及や領主相互間の対立を超え、領主層全体の共同の利益と合致することを強く要求し、またそのことを通じて、相良氏は自らを領主層全体の利益の擁護者に位置付け、領主層全体を自らの支配下に組織しようと試みたわけである。ここにこそこの第六条の眼目があったと思われる。それゆえ以上から、相良氏の公布したこの《為統法》には、既に先学が指摘してきたように、領主層全体の共同の利益を守るべく締結された「一揆法」との連続性を認め

ることが出来るよう。

「所衆談合」については、藤木久志氏の明らかにされた在地の紛争解決の習慣「近所之儀・方角之儀」が参考となる。近所之儀とは近所に居ることを理由として、近所の人々が紛争中の両当事者間に割って入り、紛争解決に乗り出すもので、「方角之儀」とは、大友氏の領国内において「大名法廷」ではなく「方角」という地域集団内部で紛争解決を図るものである。特に後者は同じ九州の例であるから「所衆談合」を考える上で大いに参考となる。こうした地域の住民相互間で現地の紛争を解決しようとする動きは、中世後期に表れる郷村制と呼ばれる自治組織の高まりと関連がある。

また「大名法廷」の実態については、相良氏と同国の菊池氏の『菊池武重起請文』の第二条「国務の政道は内談の義を賞すべし」が参考になる。領内支配の中心的な機関を「大名法廷」と考えるなら、この「大名法廷」の活動こそ「国務の政道」となる。ここで菊池武重は菊池氏の「大名法廷」は「親裁」でなく、一族や家臣団の宿老からなる「寄合衆」の「内談」の場で行うとし、またその尊重を誓っているのである。それゆえ相良氏の場合も、「大名法廷」は大名の個人的・独裁的な裁判「親裁」ではなく、相良氏重臣団「内談衆」の合議によっていたと考えられよう。

先に述べたように最初の五カ条がこの第六条、第七条に則って制定されたと仮定すると、裁判規範としてのこの五カ条は「所衆談合」の場では解決出来ず、第七条が定めるように「大名法廷」つまり「内談」の場にまで「披露」された現実の訴訟に基づき、「所衆」の側の申請・立案という第六条の手続きによって成立したものとなる。次に「雑務法」五カ条の分析に入っていきたい。先ず最初、下人の所属を巡る相論に關係した法令である第四条「譜代下人之事」の分析に入りたい。

二 土地禁縛法………第四条

ここでは、譜代下人に対する「人返し法」と思われる第四条「譜代下人之事」を取り上げる。まず法令の読み下しとその現代語訳を記すと次のようになるろう。

一 ^一譜代の下人の事は是非なく候。領中の者婦子によらず来たり候ずるを、相互に返させらるべき也。寺家・社家同然たるべし。其の領中より地頭に來たり候ずる婦子は、其の領主のまゝたるべし。

一 ^一世襲的に主家に隷属している「譜代下人」が逃亡した場合、互いに返し合うことはいうまでもない。領中の百姓が婦人子供によらず逃げ来る場合もまた、互いに返し合うべきである。寺家・社家に逃げ来る場合もこれに同じ。各領主の支配下から地頭の屋敷に逃げ来る婦人子供の場合は、地頭ではなく、その領主の支配のまゝにすべきである。

「相互に返させらるべきなり」の部分には、藤木久志氏が述べたように「逃亡下人は見つけ次第返しあうべし」とする「人返し法」の有名な規定を含んでいる。この「下人の人返し」は南北朝期から見られるもので、下人を支配する主人相互間に張り巡らされた「人返し協約体制」¹¹「一揆法」がこれに対応している。相良氏はここで領国全体にこのような体制を作るよう命じているのであるから、この法令は「一揆法」に連続していることになる。しかしここで注意すべきは、領中の百姓が婦子によらず逃げ来る場合もまた、互いに返すべきであるとして百姓の返還と土地への

禁縛が命じられている点である。

《晴広法》の第三二条には「人の下人」とあり、第二四条にも「作子」とあるが、これらもここで言う「譜代下人」と同じものと考えられる。《長每法》の第九条の「内之者」や同じく第十五条の「小者」は武家奉公人を指し、どちらも主人の支配下にある点で「譜代下人」とよく似た面を持つていたと思われる。また《晴広法》の第三二条にある「本作人」は「百姓」を指すと考えてよいだろう。またこの「本作人」という言葉から、米所、稲作地域である肥後国球磨郡においては、当時「作職」というものが成立していたと考えてよいのではあるまいか。

近世になると各藩で百姓の人返しは見られるが、戦国期における百姓の返還規定は珍しく、この点も《為統法》の特徴である。後述するようにこの第四条を踏まえ、下人ではなく百姓の人返しを軌道修正したものが《長每法》の第十七条「他所より尋来者之事」であり、また下人の人返しをより具体化・緻密化したものが《晴広法》の第三二条「下人逃亡之事」や第三四条「欠落人札銭之事」と考えられる。それゆえ『相良氏法度』の中でもこの《為統法》第四条の「百姓の人返し」規定は特異な位置にあると言えよう。また以上からこの第四条「譜代下人之事」は広く土地禁縛法と見做すことが出来よう。

後述するように、当時相良氏の領内において名主職・作職等の売買は多く見られ、村落内部ではそれらを買得・集積した土豪・小領主・地主など中間層と小作百姓との対立は熾烈で、作職を売った小作百姓側が不納・未進などを理由に、①改易を迫られたり、②「婦子」を人質として取られたり、あるいは逆に③逃散を企てる、などの事態が頻発したと思われる。それゆえここで「婦子によらず」とあって、走入りの中心が「婦子」であるのは、地主・小作間の対立から小作百姓の「婦子」が「人質」として取られることを嫌い「領内」から逃げ出す事態を前提としているからではあるまいか。

次の「寺家・社家同然」は、寺家・社家の持つアジール権の否定を意味している。注目すべきは後半の「其領中より地頭に來候ずる婦子は、其領主のまゝたるべし」とある中での「地頭―領主」関係である。この場合の「領主」とは下人を支配する主人一般を指し、また「地頭」とは南九州に存在した「地頭―衆中」体制(12)に基づき、これら「領主」を「寄子」として組織する相良氏の有力家臣と考えられよう。大事なことは「寄子」もまた相良氏の家臣であることと、既に見たように《為統法》では、地域支配の実権は「地頭」ではなく「所衆談合」の側に委ねられていたことのも二つである。

それゆえ「其領主のまゝたるべし」とは、逃亡した下人・百姓に対する「地頭」の介入・干渉を排除し、彼らに対する「領主」の支配を第一義的に認め、彼らを土地に禁縛して置くことであろう。私が既に明らかにしたように、鎌倉幕府法においては人返し協約体制は見られず、逃亡下人については時効取得を問題とし、地頭屋敷にはアジールとしての機能が認められ、そこへ逃げ込んだ下人には主従対論さえ可能であった。つまり鎌倉幕府法では、下人の走入る地頭屋敷にはアジール権が認められており、下人を支配する「領主」一般に対し「地頭」は地頭裁判権の形で優越性を認められていたのである。

勝俣氏(11)はこの「地頭に來候ずる」を、「地頭居住地を中心として、衆中居住区域たる《麓》があり、その近辺に町が成立していたが、この《町場》へ領主の領中ものが流入した場合」としている。藤木氏も述べているように、確かにこの時代の下人の走入る先には《町場》が考えられよう。しかしながら以上の分析から、この法令の「地頭に來候ずる」の「地頭」とは《町場》でなく、鎌倉幕府法においてはアジール権が認められていた「地頭屋敷」そのものを指し、条文の後半部分はむしろ旧体制である「地頭裁判権」の否定を意味しているのではあるまいか。

逃亡下人に対する一揆法としての人返し協約体制の成立は南北朝期からなのだが、戦国期のこの《為統法》におい

ては、人返し協約体制にとつて目障りな「寺家・杜家」のみならず「地頭屋敷」のアジュール権も否定され、人返しの対象は「譜代下人は云うまでもなく百姓の妻子をも」と拡大し、相良氏領内の領主間の人返し協約体制はすべての障害を乗り越えて貫徹されていることになる。このことは、《為統法》が「領主・所衆」の側の申請・立案に基づき、領主層全体の共通の利益を守るものとして、また「寺家・杜家」のみならず「地頭」の譲歩によつて制定されたものであることを示していよう。

既に我々は第六条の分析を通じて、《為統法》の成立には「所衆」の側の働きかけと、それを受けての相良氏権力による立法という二つの契機が考えられるとしてきたが、この第四条の下人・百姓に対する土地禁縛法の立案・申請は、在地において「人返し協約体制」という新たな法共同体の形成を望む「領主・所衆」たちが行い、それを大名相良氏の側が強力に支援した結果、制定されたものと考えられる。それゆえこの第四条は領主層全体の階級的利益を守るべく、下人のみならず百姓の逃亡をも禁じたもので、「寺家・杜家・地頭」からの譲歩をも勝ち取つて成立したものととなる。

一方、戦国大名相良氏の側はこの「法度」の制定を通じて、領主たちの要求に応え、在地社会に「人返し協約体制」の網の目を作り出し、それにより、在地における新たな秩序維持のための法共同体¹¹「所衆」による「談合」体制を築こうとしたのであろう。こうして相良氏は旧秩序である「地頭」の権限を押さえ、「地頭」と「百姓」との中間に位置する「領主・所衆」層を全体として味方に付け、国人一揆体制を解体する求心力を得ることができたと考えられるのである。このことが第七条で確認した「所衆談合」に大幅な権限を認めている事実と密接にかかわっていることは言うまでもあるまい。

三 土地売買法……第一条、第二条、第三条、第五条

ここでは《為統法》七カ条のうち、土地売買を巡る紛争に関する法令と思われる第一条「買免之事」、第二条「無文買免之事」、第三条「田地買主転売後退転之事」、第五条「悪銭時買地之事」の四カ条を一括して分析したい。これらの四カ条を分析しようとしたとき直面する、最初でしかも最大の難問は、第一条、第二条にある「文なき買免」とは何かである。この疑問は「文なき」の「文」とは何か、「買免」とは何か、またこれら四法令が前提としている「売買」とは何か、等々と言ひ替えることが出来る。それゆえここでは、①「文」とは何か、②「買免」とは何か、③「売買四法令」、を順に論じていきたい。

1 「文」とは何か

『相良氏法度』を校注した勝俣鎮夫氏によれば、「文なき買免」の「文」とは「売買契約状」を指し、「無文」とは「売買契約状が作成されないこと」とある。ところで質券の書方を定めた《長每法》第十六条には、「質券には必ず質人期間を明示すべきである」とあり、この第十六条の前提には「質人れ契約は文書によるべし」とする「文書主義」が存在していることは明白である。ここから《為統法》の第一条、第二条の場合もまた、これらの法令の前提に「土地の売買契約は文書で行うべし」との「文書主義」があつたと考えられないであろうか。

勝俣説に基づき第二条を理解することは一応可能である。しかしこの考えを前提とした上で第一条を合理的に説明しようとする、「買免」形式の売買においては、代替わりごとに売買契約状を作成したとする当時の売買慣習を想定しなければならなくなるが、現在までの研究では、この想定を裏付ける実例の報告はなく、この想定¹⁶の当否につい

「判断出来ない。次に、第一条の「子々孫々文なく候はゞ」を「子孫が売買契約状を紛失した場合」とすると、第二条の「売買契約状が作成されない場合」との比較において、同じ「無文」をふた通りに解釈したことになり、多少の無理が感じられる。

周知のように、勝俣氏のこの議論の前提には笠松宏至氏の「無券文の世界」の議論¹⁷があり、この考え方を菅野文夫¹⁸氏もまた採用するなど、これは現在学界の通説になっていると思われる。しかし当時の土地売買がただ一度の代金の支払によって所有権の移動が完結するような単純明快なものでなく、「年季売り」や「本銭返し」のように売手・買手が共に土地に対して一定の権利を保有しつつ、後々まで両者の複雑な社会関係を拘束する契約を内包していたことから、この笠松説に対しては、そうした複雑な内容の契約が口約束だけで可能だったのかという根本的な疑問がある。

「土地売買は券契に拠る」

中田薫氏の『売買雑考』¹⁹によれば、「我大宝養老兩律令の制も亦その母法たる唐制に模倣して、土地奴婢牛馬の売買のみは特別な形式、即ち券契に拠るべきことを命じて居る。扱て此売買券契は目的物の種類に従つて、これを公券と私券との兩種に分つことを得る。公券とは官司をして作成せしめた券契で、土地及び奴婢の売買に課せられ、私券とは当事者間に於て作成された証書で、牛馬の売買に用ひられたのである。もしそれ此等特殊財産以外の物の売買に至ては、何ら特別の形式に拠る必要は無かつたが、『証拠分明』の為に私券を利用することは当事者の自由であつたとある。

つまり中田氏は、売買一般を「券契に拠るべきもの」と「その必要の無いもの」に大別し、さらに前者を「公券」に拠るものと「私券」に拠るものに二分した上で、土地売買を「公券」に拠るとしたのである。そもそも日本の歴史

においては、古代の律令時代は中国、唐の制度を模倣したが、平安中期以降唐風は廃れ、「国風文化」が起こったとされている。こうした一般論は土地売買にも当てはまり、古代の土地売買は唐風に売買公券を用いたが、平安中期以降は売買私券に変化したのである。しかし「公券」から「私券」に変化しても、「券契に拠るべきもの」としては共通しているというのが中田氏の考えである。

中田氏は「公券」と同様「私券」においても「売券の形式を以て売買約諾を締結し、売券の授受に依て目的物所有権を移動することが、一般習慣となつた」としているのである。こうした中田氏の考えに照らして笠松説の「無券文の世界」を考えると、笠松氏は日本中世の土地売買は「私券」に変わっただけでなく、その一部はさらに「券契に拠る必要の無いもの」になつたと主張していることになる。しかしながら「本錢返し」一つをとつても、後述するよう²⁰⁾にその契約内容にはさまざまなあり方が確認されることから、こうした複雑な契約を口約束だけで済まし得たとすることは多くの無理がある。

そもそも「本錢返し・年季売り」においては、売主は請戻権を留保していたという。そうであるならば、この売主側の権利は何によつて保証されたのだろうか。売主側も買主より請戻権の留保を認める証文を得ていたのではないのか。小学館『日本国語大辞典』「返証文（かえりしやうもん）」の項目には、「一度人に渡した所有物件に対し、約定の金を定めた期間までに持参した時は、再び所有権を取り返し得ることを記した証文。かえりしやう」とあり、江戸時代であれば、金銭貸借の際発行する借用証文の「預手形」などに対して「返手形」「返証文」が発行されていたことは明らかである。

質入れに関しても、奥州伊達氏の戦国家法『塵芥集』²¹⁾ 第九五条、第一〇七条には「質に書入候所帯」とあり、第一七条、第一一八条には「人の子を質に書入」「娘を質に書入」とある。また第一〇七条には「借状」、第一一八条に

は「質の文」とある。以上から質置主が「借状・質の文」に「所帯」や「子・娘」を抵当として「書入」たことがわかるが、一方同じ『塵芥集』「藏方之掟之事」第八条には「手札失せば、質不可為請」とあり、質札としての「手札」が質の請戻しには必要であったことが記されている。つまり、質入れの場合「借状・質の文」と「手札」とが互いに交換されていたのである。

それゆえ中世の土地売買、特に「本錢返し」や「年季売り」の際においては、これらの売買は「質入れ」と本質的に大きな違いはないことから、「質入れ」の際の「手札」と同じようなものが買主から売主に渡されていたと考えてよいのではあるまいか。既に百瀬瀬美津氏は質流れや本錢返しの場合、「返状」を伴うことを実例を以って立証し、宝月圭吾氏もまた、「売券の誘取」の場合「返状」の交付が習慣化していたと論じられた。以下この問題について考えて行きたい。

「返証文」「買券」

これまで我々の日本史学界においては、土地売買と言えば「売券」のみが問題とされてきた。それは現在まで多くの「売券」が伝来しているという事実に基づいている。そもそも「公正証書」のなくなった中世においては、土地支配の正統性を証明するために、土地の旧所有者より新所有者に引き渡される「売券」「譲状」「寄進状」など土地支配の権利を証明する証書のすべてが手継証文²¹本券として一巻物の巻物となり、常に現所有者の許に置かれる必要があったのである。ここに多くの「売券」が現在まで組織的に伝来することとなった理由があるわけである。

現在の日本のように土地売買の公正さを証明するために、法務局の登記所において「登記」をする仕組においては、一つの土地における所有者の変化の歴史は中世の手継証文の代わりに登記簿上に記されることになっている。また登

記簿であれば、土地の所有権と抵当権＝質権は別の欄に書き分けられ、抵当権を持つ人と所有権を持つ人が異なることが可能となっているが、中世の場合、売買の場合も質入れの場合も共に手継証文を相手に差出すという同一手続きをとったことから、『室町幕府法・追加法』²⁴三二四條、明応六年六月七日付け「錢主誘取借狀於沽券事」にあるように、「質入」に際して錢主は、徳政を避ける目的で「借狀」の代りに「売券」を「誘取」ろうとしたのである。

中田氏は『法制史漫筆』²⁵で、中世の貸借・質入の場合、徳政に対する防御策として質地の売渡証文を作成し、貸主に預けておく事例を紹介し、ここでは質置人が売券と借狀を同時に貸主に差出すことから、質置人は貸主より「返証文」を受け取っただろうと想像された。この想像に応えたのが、前述した百瀬・宝月の両氏である。宝月氏は永代売買でない証拠として、幕府裁許状においては、①利子の徴収と②「返状」交付を挙げている事実を明らかにされたのである。つまり、一般の永代売買の場合「返状」は必要としないのだが、実質的な質入れである「本錢返し」や「誘取売券」の場合には「返状」が附随したのである。

また神田千里氏は、白川部達夫氏が若狭小浜の『明通寺文書』中で発見された延宝五年の土地売買の際の「かへり手形」が、宝月氏の明らかにした「返状」と同じものとしている。ところで『塵芥集』第一〇〇条には「本錢返し・年季売り」について次のようにある。

本錢返、年紀地のこと。売手・買手互に証文とりわたし、一方の文失するときは、一方の一証文をもって、年紀の限りを相済ます事は傍例なり。然に一方の証文ばかりにて売るとき、かの証文失するのうへ、買手は本錢返のよし申、売手は平年記のよし申、相論の時は証人まかせたるべし。もし又証人もなくば、買手の損たるべきなり。もし以後して、証文見出し候はゞ、其文言にまかせ知行を定むべきなり。

ここには「売手・買手互に証文とりわたし」とある。また同じ『塵芥集』第九七条には「年記に売る所帯の事、たがい証文をとりわたすといふとも」とあり、同第一〇六条にも「惣領より庶子の扶持分として所帯を貸す事、いまよりのちは、互に証文を書きわたし是を貸すべし」とある。以上から、この時代少なくとも奥州の伊達氏領国内においては「本銭返し・年季売り」や「質入れ」の場合、契約の両当事者は慣例として、互いに相手に対して「証文」を交換しており、「一方の証文ばかりにて売る」場合も一部あつたことが確かめられる。また「年季売り」の際に、質入れの際の「手札」と同様なものの交付が想定されることを示すものに『塵芥集』第一〇八条がある。

月日を限り、質にをき候所帯流るゝのとき、かの所帯を年紀に売り、借錢を済まし、質の文とり返さず、自然に過ぎきたるところに、代貸し候人歿死去してのち、一人の子は質にとり流すの文をもつ。一人の子は年紀の文をもち、二人互に譲り得たるのよし、問答にをよぶ。質の文・年紀の文、相論決し難きに付ては、証人まかせたるべし。証人なくば、二の文をひきあはせ、文言の是非により其沙汰有べき也。

この法令解釈の要点は、勝俣氏の校注の通り「かの所帯を年紀に売り」は「質入れた同一人物に年季（本銭返）で売った」の意とする点にある。前述したように中世においては「質入」が「売買」へと発展するケースは多くあり、この法令は先に取上げた「誘取売券」とも関連を持っているのである。それゆえこの第一〇八条においては「質置入」は「借状」||「質の文」を銭主に差出した後、さらに同一人物宛に年季（本銭返）で売った「売券」を差出したのであろう。この法令が想定している事態は、代替わりの際、子孫が互いに親より「譲り得た」「質の文・年紀の文」を盾に「問答に及ぶ」ことである。

とすれば「代貸し候人躰」の子が「質にとり流すの文」¹¹「質の文」を持つのは当然なのだが、問題は「質置人」の子が持つ「年紀の文」とは何かである。これは、質入れの際の「手札」と同様、「買手」¹²「代貸人」の出した「返状」であろう。ところで、宝月氏は「預状についての一考察」¹³の中で「借状の典型的な一例」として、次の永和五(一三七九)年の文書を掲げている。ここでは「借状」をそのまま「買状」として、抵当物を買取つてよいと約束しており、「質入」がそのまま「売買」へ発展するケースを示している。担保文言の中に「買状」という言葉も記されているので引用したい。

借請 用途事

合巻貫七百文者

右件用途者、毎月貫別伍拾文宛¹⁴乃加利平、来十二月中、必々可返弁候、質物¹⁵、安居院大宮々々面東頼源五郎屋敷南端、口参丈、尺別¹⁶地子也、件地、宗英相伝無相違、且者安居院相証状を相副、入置質物上者、下可有不法事、若過約月¹⁷、此借状為買状、可有管領、其時更不可申子細、仍借書之状如件、

永和五年三月九日

宗英(花押)

〔大徳寺文書三〕

この用例から「買状」が当時一般に流通していたと考えてよいのではあるまいか。ところで中村直勝氏は「売券がある以上、買券があっても然るべきであるが、減多に無いものである」としながら「キキミミ」の登場する「天河文書」の延徳三(一四九二)年「買券」を『日本古文書学 中』¹⁸で紹介している。また『上杉年譜』所載の上杉氏の天正十一年七月の徳政条々¹⁹には「永代売券かい券」との文言があり、上杉氏の領国内部においても「売券」と「かい券」の存

在が知られる。以上から、理論的にもまた『塵芥集』などの史料の分析上からも、少なくとも「本銭返し」や「年季売り」の売買においては、「買券」や「買状」「返状」等々が存在していたことは確実だと言えよう。

「買券・買状」はその名前から「売券」と同じようなものと考えられるが、「返状・返証文」や、請取としての「返抄」、質札としての「手札」などは一般に切紙を用いたと言われており、ここから「買券・買状」もまた切紙であった可能性がある。また「売券」などが手継証文となり永続的な効力が期待されていたことと比べると、これらの文書の命ははるかに短く、「年季売り」「本銭返し」であれば、土地を取り戻してしまえば用済みとなり、破棄されたであろうし、質流れのごとく取戻し不可能と決まってしまう、これまた不要の文書となる運命にあったと思われる。

つまり「買券・買状・返状」等々は保存される文書ではなく、消費される文書であったと考えられる。この点にこそ「買券・買状・返状」等々が現在なかなか見つかからない理由があるのでなかろうか。それはさて置き、以上明らかにしてきたように、「年季売り」「本銭返し」などの契約に際して、売手・買手が互に証文と交わすことが通例であったのだとするならば、買戻しが問題となっている《為統法》の世界の中に「無券文の世界」を想定することはますます困難となる。それでは「文」とは何であったのか、次に我々の根本問題に取組みたい。

「買得安堵状」

第一条、第二条の「文」が「売買契約状」でないとするれば、それでは「文」とは何であったのか。ここで改めてこの問題を考えてみたい。売買契約の際、契約状に伴うものとするれば、まず第一に考えられるものは「手継文書」³¹。「本券」である。次に考えられるものは「買得安堵状」である。ここでまず最初、「文」³²「手続文書」と考えてみたい。土地売買は券契によるのが原則であったと仮定すれば、同じ土地に対する売買が積み重ねられるたびごとに、古い文

書は手継文書につけ加えられていったはずである。第一条が手継文書の紛失の場合と考えられるのに対して、第二条の場合⁽³²⁾は笠松氏の言うように最初から手継文書を伴わない土地売買と考えられる。同じ「無文」についてのこのふた通りの解釈には多少の無理が感じられる。それゆえここでは第一の可能性は考えないこととする。

次の「買得安堵状」であるが、これについては、伊達氏⁽³³⁾・今川氏⁽³⁴⁾・長宗我部氏⁽³⁵⁾などの世界で確認されている。先に引用した伊達の『塵芥集』第九八条ではこれを「書下」「判形」と呼んでいる。相良氏の世界ではこの「買得安堵状」が未だ発見されていないようで、「文」⁽³⁶⁾「買得安堵状」と断言するのは心苦しいが、これが相手に直接当たった「直状」形式の文書であったことから相良氏の世界では「文」と呼んだと解釈したい。こう考えると、第一条は代替わりの際子孫が相良氏より「買得安堵状」を貰わなかった場合、第二条は最初から相良氏の「買得安堵状」のない売買の場合となり、解釈が自然となる。

『熊本県史料 中世篇三』⁽³⁷⁾所収の「願成寺文書」には「相良為統置文」があり、為統が活躍していた頃の球磨郡の政治情況がよくわかるので次に引用したい。

願成寺江⁽³⁸⁾参⁽³⁹⁾

肥後国球磨郡久米郷多良木村之内、当家先祖長頼^{法名号連佛}彼御方御寄進願成寺之田地、三四代自多良木致押領候、然者多良木之事、近江守前續令退治之時、願成寺江⁽⁴⁰⁾如本文書被至寄進候、其以後前續・堯頼意依無子孫、多良木遠江守頼久令蜂起、郡内之人々過半属彼手候處、当家如順次、親候長續当郡知行之時、裏里之人依忠節、先彼領地被宛行給分候歟、今年如前代、彼三町願成寺并供僧様之御中江付進之候、^{坪付在別紙}如前代御知行、可目出候、当家於御祈念

者弥奉憑候、京都国役等、又者弓矢向可隙入時節者、如諸寺家御心得可然候、仍所定如件、

文明十九年丁未七月十日

左衛門尉藤原朝臣為續

これを読むと、《為統法》を制定した相良為統は、①当家先祖長頼法名号連佛、②近江守前續・堯頼、③長續という人吉相良氏の系統に属し、彼らは常に願成寺に土地を寄進していたのだが、①と②の間には「三四代多良木より押領」という事態が、②と③の間にも多良木遠江守頼久が「蜂起」し「郡内の人々過半彼の手に属す」という事態があり、球磨郡の支配を巡り人吉相良氏と多良木相良氏との間のシーソーゲームが続いていたことがわかる。このゲームが続く限り、球磨郡内の人々にとって所料の確保・保全是難しく、いくら「安堵状」を貰っていても、いつかは覆される可能性があり、所料支配は安定しなかったと思われる。

それゆえ《為統法》制定当時、支配領国内のすべての人々が為統の「安堵状」による所料の安堵を望んでいたという状態ではなかったはずである。しかしだからこそ逆に為統としては、球磨川流域世界において唯一人の安堵権者・秩序維持者として、自己主張をしたかったはずである。それが相良氏の「買得安堵状」を伴わない土地売買を無効とするこの二法令となったのではあるまいか。この二法令を通じて、原理的には、相良氏の領国内においては相良氏の「買得安堵状」を伴わない土地売買はなくなり、相良氏は領内の土地の現所有者をすべて掌握することが可能とならずである。

それゆえこの法が意味を持った限りにおいて、相良氏は「買得安堵状」の控を整理すれば、領国内の土地台帳を作成可能な体制に次第に近づいていったはずである。《為統法》より五〇年後に制定された《晴広法》の第二二条には、相良氏が領民に課す用水路の築造・修理のための労働力の提供を、また第二三条には田地の段別に応じて賦課される

税Ⅱ段銭の支払いを、それぞれ買地の場合ほどちらも「買主・売主半分づつ」と定めているが、こうした法令が意味を持つためには、相良氏が領内の土地台帳を持ち、土地売買の実態を把握し、それに基づいて領民に負担を課すことのできる体制が前提とされているのである。

《為統法》と《晴広法》は共に壁書として掲げられたことから、両者の間に大きな原則上の変化はなかったはずであり、《為統法》の土地売買に関する法令は《晴広法》の前提となっていたと考えてよいのではあるまいか。

注

- (1) 勝俣鎮夫校注「相良氏法度」(石井進他『日本思想大系』『中世政治社会思想』上)一九七二年、岩波書店 所収)をテキストとした。
- (2) 同書の勝俣鎮夫の「解題」による。
- (3) 一九六五年、岩波書店。
- (4) 「壁書・高札と室町幕府徳政令」形式から見た中世法」『史学雑誌』百四一―一九九五年一月
- (5) 石井進他『中世政治社会思想』上」の「解説」
- (6) 『中世の中に生まれた近世』一九九一年、吉川弘文館。
- (7) 「一揆契状三」(石井進他『中世政治社会思想』上) 所収)
- (8) 「六角氏式目の所務立法」(『戦国法成立史論』一九七九年、東京大学出版会 所収)
- (9) 「戦国法の成立過程」(『在地法と農民支配』(『戦国社会史論』一九七四年、東京大学出版会 所収)
- (10) 「置文五」(石井進他『中世政治社会思想』上) 所収)
- (11) 『戦国社会史論』一九七四年、東京大学出版会。
- (12) 三木靖『薩摩島津氏』一九七二年、新人物往来社、福島金治『戦国大名島津氏の領国形成』一九八八年、吉川弘文館。
- (13) 拙稿「下人と犯罪」(『下人論』一九八七年、日本エディタースクール出版会 所収)
- (14) 前注(1)参照。

- (15) 『織田・豊臣政権』『日本の歴史15』一九七五年、小学館。
- (16) 菅野文夫「本券と手継—中世前期における土地証文の性格」『日本史研究』二八四号 一九八六年四月
- (17) 「本券なし」(『日本中世法史論』一九七九年、東京大学出版会 所収)
- (18) 前注(16)参照。山田渉「中世的土地所有と中世的所有権」(『歴史学研究』特別特集「東アジア世界の再編と民衆世界」一九八三年 所収)においても同じ。
- (19) 『法制史論集 第三卷上』初版一九四三年、岩波書店 所収。
- (20) 次号—2「買免」とは何か 参照。
- (21) 「武家家法四」(石井進他『中世政治社会思想』上 所収)
- (22) 「永領地に関する錢主返状について」『日本歴史』一七五号 一九六三年十二月
- (23) 「醍醐寺行樹院澄恵売券とその背景—「誘取売券」を中心として」『醍醐寺文化研究所記要』二三
- (24) 佐藤進・他編『中世法制史料集 第一卷鎌倉幕府法』一九五五年、岩波書店。
- (25) 『法制史論集 第三卷下』初版一九四三年、岩波書店 所収。
- (26) 「中世後期の作職売買に関する一考察」(石井進編『中世の村と流通』一九九二年、吉川弘文館 所収)
- (27) 「近世質地請戻し慣行と百姓高所持」『歴史学研究』五五二号
- (28) 日本古文书学会編『日本古文书学論集 9 中世』一九八七年、吉川弘文館 所収。
- (29) 一九七四年、角川書店 七〇二頁
- (30) 入間田宣夫「百姓申状と起請文の世界」一九八六年、東京大学出版会 二五七頁。なお、この徳政令を初めて紹介された中村吉治「戦国時代後期の土一揆と徳政」(『歴史学研究』二二二—一九三四年)では「限永代売券之儀有之者」と読んでいる。
- (31) 相田二郎『日本の古文書』初版一九四九年、岩波書店 九一六頁、中村直勝『日本古文書学 中』七五一頁参照。
- (32) 前注(17) 参照。
- (33) 藤木久志『戦国社会史論』一九七四年、東京大学出版会
- (34) 勝俣鎮夫「戦国大名今川氏検地の一事例」『戦国法』(共に前掲『戦国法成立史論』 所収)
- (35) 下村效「戦国・織豊期徳政の一形態—土佐長宗我部氏の買地安堵・上表・徳政をめぐる」(『戦国大名論集15 長宗我部

(36) 氏の研究「一九八六年、吉川弘文館 所収」
一九六三年、熊本県